

## 覚書

鎌倉市、逗子市及び葉山町（以下「2市1町」という。）は、ごみ処理の広域連携について、次のとおり覚書を締結します。

### 1 基本理念

2市1町は、資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指します。

### 2 基本方針

基本理念を踏まえ、以下に方針を示します。

- (1) 2市1町は、ごみ処理の広域連携及び「ごみ処理広域化実施計画」の策定について協議を進めます。
- (2) 2市1町は、ごみの減量と資源化に関し、環境面、財政面を考慮した効率的かつ効果的な推進を図るため、広域連携による適正かつ持続可能な廃棄物処理システムの構築を目指します。
- (3) 2市1町は、安定的かつ、計画的なごみ処理を連携して行うとともに、災害時や緊急事態等における適正なごみ処理体制の実現を目指し、既存施設における共同処理の可能性を協議・検討し、早期実施に取り組みます。  
なお、可燃ごみの焼却処理は、施設の稼働状況や災害時等の適正処理の観点から、当分の間、鎌倉市の既存施設とこれに代わる現在計画中の新施設及び逗子市の既存施設の2施設で処理を行っていきます。
- (4) 2市1町は、可燃ごみの多くを占める生ごみの減量・資源化を共通の課題とし、連携し取り組みを進めます。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、2市1町の市長・町長が署名の上、各自その1通を保有します。

平成28年7月29日

鎌倉市長

松尾 崇

逗子市長

平井 竜一

葉山町長

山梨 寧、イニ